平成２３年（フ）第２１７号
北海道帯広市東８条南21丁目８番地８　平原ハイツ１号室
債務者　野嶋　　悟
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第６７４５号
東京都墨田区京島１丁目50－８
債務者　高橋　　博
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７４６号
東京都墨田区京島１丁目50－８
債務者　高橋　弘美（旧姓長島）
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２２１３号
横浜市保土ケ谷区東川島町20番地32　ハイツ愛101号
債務者　清田　禮子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２１４号
横浜市保土ケ谷区東川島町20番地32　ハイツ愛101号
債務者　清田　　亨
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９５号
青森市花園１丁目８番４号　メゾンド252―101号
債務者　齋藤綾貴子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１１号
青森市筒井４丁目３番８号　コーポとくさしＢ―205
債務者　高木　紳侍
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月７日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７１７号
東京都町田市成瀬１丁目19番地19セレナ203
債務者　高嶋　康彦
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１００１号
東京都町田市本町田3006番地２望ケ丘ハイツ202
債務者　渡邉　博之
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１８７号
釧路市緑ケ岡１丁目21番13号　パークサイドＮ205号室
債務者　水野　　光
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２２７号
釧路市鶴ケ岱３丁目７番17号
債務者　木元　愛子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１２５５３号
東京都調布市多摩川４丁目８―26
債務者　高橋　清仁
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０２３号
東京都八王子市寺田町432番地グリーンヒル寺田100―604
債務者　竹島　賢治
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２０８５号
横浜市南区別所４丁目２番７―103号
債務者　山崎あゆみ
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２０８号
横浜市緑区鴨居４丁目16番18号　晴山ハイツ101号
債務者　時吉　茂子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３２０号
横浜市都筑区川和町102番地　ツインハイムエンドー303
債務者　嘉数　守哲
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部